

第十九回国会 衆議院 法務委員会 議録 第五十二号

昭和二十九年五月十日(月曜日)

午後二時四十二分開議

出席委員

委員長 小林 鍬君

理事 齋藤 良作君 理事 佐瀬 昌三君

理事 田嶋 好文君 理事 林 信雄君

理事 高橋 禎一君 理事 古屋 貞雄君

理事 井伊 誠一君

吉田 安君 猪俣 浩三君

木原津與志君 木下 郁君

佐竹 晴記君

出席政府委員

総理府事務官(調達庁総務部長)

山内 隆一君

検事(民事局長)

村上 朝一君

委員外の出席者

判事(最高裁判所事務総長)

関根 小郷君

判事(民事局長)

小郷君

専門員

村 教三君

専門員

小本 貞一君

五月十日

委員田嶋好文君辞任につき、その補

欠として緒方竹虎君が議長の名で

委員に選任された。

同日

委員緒方竹虎君辞任につき、その補

欠として田嶋好文君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

田嶋好文君が理事に補欠当選した。

本日の会議に付した事件

理事の互選

小委員の補欠選任

接収不動産に関する借地借家臨時処

第一類第四号

法務委員会議録第五十二号

理法案(吉田安君外三名提出、第十六回国会衆議院第二号)

裁判所法の一部を改正する法律案

(内閣提出第七九号)

民事訴訟法等の一部を改正する法律

案(内閣提出第八〇号)

民事訴訟用印紙法等の一部を改正す

る法律案(内閣提出第一一六号)

国際連合の軍隊に関する民事特別法

の適用に関する法律案(内閣提出第

一六六号)

○小林委員長 これより会議を開きま

す。

理事並びに民事訴訟法等の一部を改

正する法律案外二件審査小委員の補欠

選任についてお諮りいたします。すな

わち田嶋好文君について、本日議長に

おいて委員異動が行われましたので、

理事及び当該小委員に欠員を生じたわ

けであります。

理事並びに小委員の補欠選任につ

きましては、先例に従い委員長におい

て御指名いたしたいと存じますが御異議

はありませんか。

○小林委員長 御異議はないものと認

め、委員長におきましては理事並びに

民事訴訟法等の一部を改正する法律案

外二件審査小委員の補欠には、従前通

り田嶋好文君を御指名いたします。

○小林委員長 次に接収不動産に関す

る借地借家臨時処理法案を議題といた

します。

本案並びに田嶋好文君外三名提出の

本案に対する修正案を一括して質疑を

行います。

〔参照〕

接収不動産に関する借地借家臨

時処理法案に対する修正案

接収不動産に関する借地借家臨時

処理法案の一部を次のように修正す

る。

第十二条及び第十三条を削る。

第十四条を次のように改める。

(接収地が疎開建物の敷地である

場合の土地優先賃借権及び借地権

優先譲受権)

第十二条 第三項(第二項を除く。)

第四条(第二項を除く。)

第五条から第七条までの規定は、

罹災都市借地借家臨時処理法(昭

和二十一年法律第十三号)第九

条の疎開建物の敷地の借地権者

であつて、昭和二十三年九月十四

日現在において当該疎開建物の

敷地が接収中であつた者に準用す

る。但し、同日までに同法第九条

において準用する同法第二条の規

定による賃借の申出又は同法第九

条において準用する同法第三条の

規定による賃借の申出又は同法第

九条において準用する同法第三条

の規定による借地権の譲渡の申出

をした者については、この限りで

ない。

第十五条を削る。

第十六条に見出しとして「(接収

建物の賃借権者の建物優先賃借権)

を附し、同条を第十三条とし、第

七条を第十四条とする。

第十八条中「第十七条」を「第十

七条」と改め、同条を第十五条とす

る。

第十四条に改め、同条を第十五条とす

る。

第十九条中「若しくは第十二条

(第十四条において準用する場合を

含む。)」を「(第十二条において準

用する場合を含む。)」に、「若し

くは第十三条(第十四条において準

用する場合を含む。)」を「(第十二

条において準用する場合を含む。)」に

改め、同条を第十六条とする。

第二十条中「若しくは第十二条

(第十四条において準用する場合を

含む。)」を「(第十二条において準

用する場合を含む。)」に、「第十五

条若しくは第十六条を「第十三条

に、「若しくは第十三条(第十四条

において準用する場合を含む。)」を

「(第十二条において準用する場合

を含む。)」に改め、同条を第十七条と

する。

第二十一条第一項中「第十二条

(第十四条において準用する場合を

含む。)」を「(第十五条若しくは第

十六條を「(第十二条において準用す

る場合を含む。)」若しくは第十三条

に、「若しくは第十三条(第十四条

において準用する場合を含む。)」を

「(第十二条において準用する場合

を含む。)」に改め、同条を第十八条

とする。

第二十二條及び第二十三條中「第

二十條」を「第十七條」に改め、こ

れらの規定をそれぞれ第十九條及び

第二十條とする。

第二十四條から第二十六條まで中

「第二十條又は第二十一条」を「第

十七條又は第十八條」に改め、こ

れらの規定をそれぞれ第二十一条、第

二十二條及び第二十三條とする。

第二十七條を第二十四條とする。

○小林委員長 質疑の通告があります

から、これを許します。木下郁君。
○木下委員 この法案ですが、これは十六国会に議員立法として提案されました、その当時から戦災地、疎開地に関する臨時措置が立法化がされました。その立法の趣旨と同じような意味で、まことに適切な立法だと考えていたわけでありました。ところがそれが継続審議になつて、今日まで足かけ三年、長い間きまらないでやつて来たんですが、その間の事情、どういう理由でこういうふうな継続審議が長くなつて来たかということはこの機会に提案者の方へ伺つておきたいと思ひます。
○田嶋委員 ごもつともな御質疑だと思ひますが、その点提案者も恐縮に存しておるわけですが、木下委員も御承知くださいますように、この法案は第十三国会——たしか佐瀬委員長当時だつたと思ひますが、ざいですが、当法務委員会にこれに対する小委員会が設けられまして、小委員長として私が就任いたして参りました。ちやうどこの第十三国会は、会期の終りごろにこれが提案されましたために会期終了になりまして、小委員会は次の国会に持ち越されるようになりました。次の国会で、この小委員会

で審議中に、たま／＼御承知のように、抜打ち解散が行われまして、そのために小委員会においては継続審議という形になつたのでございます。第十四国会、これは私が法務委員長になりました関係で、小委員長には当時の松岡松平議員がなられまして、この法案作成の小委員会審議が進められたわけでありまして、これもまた御承知のような国会の事情になりまして、突然解散が断行されて、この国会でも通過を見るこゝとができませんでした。続いて十六国会になつてこの法案をい／＼審議をお願いした結果、ようやく十六国会において本委員会に提案となつたわけでありまして、これも結論を出すために相当会期の切迫を見まして、遂に継続審議ということになりまして、今日の委員会にかかり、きよう御審議を仰いでいるような事情であります。

○木下委員 もう一つ、修正された案につきまして、借家人の保護という面が削られてしまつてゐる。察するところ時間的な経過があつたので、借家人のおちつきどころというよりなものと相当できたという事情があるからかとも思いますが、元来が、当初からの趣旨は、借家人もくめて所有者と一緒に見て、貧乏くじを引いた人たちの接収解除の機会に理合せをしようというのがこの立法の趣旨であるように思つたのですが、借家人の部分が――これは人数からいへばその方が多いのじやないかと思う。そういうのが落されてしまつと、その方の保護はなくなるといふことになりまして、そういう点はどういふ理由でありますか、承つておきたい。

○田嶋委員 これまた木下委員御承知

のように、小委員会におきましては、今御質問あられたような点が重点になりまして議が進められたわけでございます。そして小委員会大部分の意見といたしましては、ぜひとも借家人保護の規定を設けて行きたいというところになつたのでございまして、これに對しましてはいろいろと借家人保護に對する法律的な面からの反対意見もございまして、また土地所有権侵害という面からの反対意見等も相当出て参つたわけでありまして、その後社会の推移を見ておきますと、大分建築事情も變つて参りましたし、それに伴ひまして住宅の事情が好転して来たということにもなりますので、こうした紛糾ある、議論のある借家人保護の立場をいつまでも問題にしておるときは、せつかく重要と考えます借地に對する保護までも時期的に失してしまふというやうな面から、われ／＼といたしましてはまことに残念ではございまして、そうした法案をぜひとも成立させたいという面から、涙をのんでこの規定を削除いたしましたやうなわけでありまして、

○木下委員 この法案が成立すると施行をするわけでありまして、裁判所の仕事となることは当然察せられるわけでありまして、そうすると予算という費用の面がやはり問題になりはしないかと思う。そういう点はどういふふうにお考えになつておるか、ちよつと伺つておきたいと思つておられます。

○田嶋委員 ただいまの御質問に對しましては、裁判所当局が参つておりますのでその方から説明をさせていただきます。

○小林委員長 お諮りいたします。この際最高裁判所当局より発言の申出が

ありますので、国会法第七十二条第二項によつてこれを承認したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○小林委員長 閣下説明員。この法律がもし通過いたしますと、ある程度事件がふえる。いたゞきました資料によりますと、一昨年の十二月末現在の接収解除件数が、土地が千三百件、建物四千件、合せて五千件というやうに考えられると思ひます。そういったまゝしてどのくらいに事件が出て来るかと申しますと、多く考えましても大体千件じやないか。これは實際出しをみませんとわかりませんので、予算の面におきましても予想で行くのはかたがたいと思ひます。しかし今お話を承りますと、建物の関係の分が削除されますと、関係から、千件の見積りが約半数になるのではないかと。もし半数といたしましても五百件、実はこの五百件のうちでもむづかしい事件につきましては、御承知の通り裁判官だけではなくして、専門家の意見を集める鑑定委員会を開かなければならぬわけでありまして、鑑定委員会を開きますと、来ていただくべきとした鑑定委員に對しまして、日当三百四十円ずつをお払いしなくてはならぬ。これらをあわせ考えますと、五百件起るといたしますと、約五、六十万円の金額に達するのではないかと、これが日当の問題でございまして、それからそのほかこゝにいつた法律が通りますと、法律の内容を徹底いたさせます関係から裁判官の会同を開く、それから法律の内容を徹底いたさせるために解説書を無料で配付することをやつております。こ

れらの費用が相当するわけでありまして、けれども、従来こういつた種類の法律が全然ないかと申しますと、実は福島都市借地借家臨時処理法がございまして、それを援用することになるかと思ひます。でありますので先ほど申し上げました約五、六十万円のため、特に予算の要求をいたしませんでも、従前の福島都市借地借家臨時処理法に認められました予算の範囲内におきまして何とかやつて行けるのではないかと、ただいま私どもの予想ではそういうふうな考えられております。ただ事件が非常にむづかしくて相当予想以上に出て参りますと、あるいはそのときに予備費あるいは補正予算等の措置を講ぜざるを得ない事態が来るかも存じませんが、そのときはまたよろしく国会におきましても御援助いただきましたと思ひます。

○木下委員 時がたつておるし生活も今から五、六年前に比べればおちつきが出ておるし、戦災、罹災地のあの法律で大休間に合ふのではないかとこゝにふい／＼とわれ／＼は推察ができるわけでありまして。

なお一点最後に伺ひますが、今のお話で調査の書類というやうなものが大分詳しくできておるといふことであります。私まだそれを拝見いたしておりません。そういうものについてこの機会に伺つておきたいと思ひます。

○田嶋委員 調査書類その他につきましては、こゝにおる村専門員からお答えいたしますことにいたします。

○村専門員 調査書類といたしましては大分たくさんつくつたのでございまして、約四百冊にわけまして百三十ページ

その内容を申し上げますと、第一に連合国軍使用不動産に存した貸借権の取扱ひについて東京都の意見、要望等を書いたものが一冊になつております。それから特別調達庁の保護法案といふのがございまして、これを一つの資料にまとめました。それから調達庁の調達要求書及び契約書につきましまして、これは書類の形式でございまして、これを集めたのが都厚なものでございまして一つございまして、それから接収不動産の数量、PDの件数、これは接収調達要求書といふものでございまして、PDの件数を詳細に取扱つたもの、それから接収解除の件数また軍が不法に使用した状況を書いた調査書の追加したものもございまして、それから接収不動産の貸借関係についての訴訟の面も調査いたしまして、その判決を集めた判決集も一冊になつております。

参考書類といたしましてはこの程度でございまして、なおこれらの資料をつくり出す場合には、相当各方面の意向を聞き合はしたのでございまして、官庁といたしましては東京都庁、特別調達庁、大蔵省、法務省、裁判所、民間といたしましては弁護士会、地主代表の方、借地人、借家人代表の方、貸借協会、こうした方面からたび／＼小委員会において意見を承つた次第でございまして。

最後に、衆議院の法務委員会における立案の経過といたしましては、資料の第四に衆議院法務委員会における立案経過概要といふものがございまして、約七十ページほど詳細に書いてございまして、大体この程度でございまして。

○木下委員 今特に聞きたいと思つ

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十九年五月十三日印刷

昭和二十九年五月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局